

●第5期墨田区障害者行動計画

I 計画の期間・位置づけ

計画の期間	第5期：令和3年度から令和5年度までの3年間
計画の位置づけ	本計画は障害者基本法に基づく本区における障害者施策に関する基本的な計画であり、地域福祉計画の内容を踏まえ、障害者施策について取り組むべき施策を総合的、体系的かつ具体的に定めている。

II 令和4年度

1 事業実績

令和4年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

(1) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援

- ・重度身体障害者を対象とするグループホームについて、建設地を確保した。
- ・重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行った。

(2) 障害者問題に関する啓発の実施

- ・墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の普及啓発として、「区のお知らせ」毎月11月号に、啓発記事を掲載するほか、SNS等を活用し情報発信を行った。さらに年間を通して障害者施策等を延べ65回紹介した。なお、「区のお知らせ」発行部数は、毎号70,000部。
- ・行政情報番組「ウィークリーすみだ」で、「すみだスマイルフェスティバル」について紹介し(11月20日～12月3日放映)、障害者週間にすみだスマイル・フェスティバルを実施した。
- ・心のバリアフリー啓発冊子を区内小学校等に配布した。

2 事業評価

事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載事業数 136事業	132事業	0事業	4事業

A：計画どおり進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等

評価「その他」事業一覧

基本 目標	事業 番号	事業名	説明
4	64	福祉ホーム運営費補助事業の実施	利用者が、平成27年度5月をもって退所している。

※上記他3事業(25障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会の実施、27区民行事への参加促進、111歩行者・自転車通行空間再整備事業)について、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の予定どおり実施できなかったため「その他」評価とした。

3 目標と実績についての分析

本計画における各事業について、概ね計画通り実施されている。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、イベント系の事業を中心に、当初の予定どおり実施できていない事業もあるが、徐々に再開・実施している事業も増えた。

III 令和5年度

1 事業計画

令和5年度事業計画について、主な方針は以下のとおりである。

(1) 作業所等経営ネットワーク事業の実施

スカイワゴンの庁舎での販売を週2回（火曜、木曜）合計95回（予定）実施するとともに、各種イベントでの販売等販売機会を拡大し、売上向上を図る。また、共同受注の仕組みを活用し、東京都・他区のネットワークと連携し、受注の拡大に取り組む。

(2) 障害者施設における新商品開発等支援事業の実施

障害者施設における工賃維持向上を目的として、区内のクリエイター等を活用し、障害者施設等における新商品開発・改良を支援するとともに、販路開拓を図ります。

(3) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援

重度身体障害者を対象とするグループホームについて、整備・運営事業者の公募を行う。また、重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行う。

2 事業計画に対する考え方

障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者差別解消法に謳われている理念の浸透を着実に進め、障害の有無にかかわらず社会の一員として、住みなれた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、効果的な事業展開を図る。